

2026年4月16日

内閣府特命担当大臣（共生社会担当）
黄川田仁志 様

カナリア・ネットワーク全国
共同代表 青山和子
共同代表 深谷桂子

化学物質過敏症患者等の参政権の確保を求める意見書

貴府におかれましては、日頃より、内閣の重要政策に関する行政にご尽力いただき、有り難く存じます。

私共は、日用品に含まれる香料や消臭抗菌成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国と申します（2026年4月現在、会員数約1050人）。被害実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。

化学物質過敏症患者等は、障害者差別解消法における合理的配慮の対象となり得ることが、2017年の国会答弁により示されています。ところが、内閣府ホームページや内閣府作成リーフレットには記載がなく、周知されていません。事業者のみならず地方行政の職員ですら、認識がない事例が散見されます。

日常生活において、必要な場面で合理的配慮が提供されにくいだけでなく、選挙の投票に際し、参政権が確保されていないという実情があります。

多くの人が集まる投票所には、人々から由来する香料や抗菌成分などが空気中を漂っており、投票所の内装や備品等にも付着しています。化学物質過敏症患者や香害被害者（喘息・アトピー性皮膚炎・片頭痛患者、感覚過敏者、抗がん剤治療者、妊婦等）は、体調不良を招くことになる、投票所の空気中の化学物質がバリアとなり、投票所内に入ることが難しくなります。

とくに、化学物質過敏症患者は外出自体が困難な場合が多いのですが、当会員からは「無理して投票所に出かけたが、中の空気に反応し、意識が朦朧として候補者名を書けなかった」「具合が悪くなるのがわかるので、投票所に行くことを諦めざるをえなかった」という声が届いています。

障害者基本法第二十八条には「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」とあります。化学物質過敏症患者等の参政権を確保するためには、公職選挙法の改訂、ならびに香料等の化学物質の少ない空気環境にできるよう、投票所の環境整備と合理的配慮の提供が求められます。

つきましては、主管の総務省と連携を取りつつ、貴府におかれましても、下記の対応策にお取り組みいただきたく、意見書を提出いたします。

記

1. 障害者差別解消法の本旨に基づき、香料等の化学物質で体調不良を起こす化学物質過敏症患者等が、選挙人として投票を行う際に求められる、環境の整備や合理的配慮に関して、貴府のホームページやリーフレット、また、「障害者差別解消法に関する事例データベース」に記載し、そのことを全国の自治体に周知してください。

以上

<連絡先：カナリア・ネットワーク全国>

<https://canary-network.org/member/contact/>

